

**定款**

改訂履歴			
版数	承認・改定日	施行日	改訂内容
1.0	2017年2月10日	2017年2月10日	初回制定
2.0	2018年11月26日	2018年11月26日	監査役会設置にともなう記載整備
3.0	2018年12月25日	2019年1月10日	株式分割による発行可能株式数の変更
4.0	2019年5月22日	2019年6月24日	商号変更
5.0	2019年9月18日	2019年9月18日	目的、会計監査人設置、譲渡制限廃止、単元株、単元未満株、その他記載整備
6.0	2019年10月18日	2019年11月3日	株式分割による発行可能株式数の変更
6.1	2019年11月15日	2019年11月15日	英文商号を全角に変更
6.2	2022年6月21日	2022年9月1日	株主総会資料電子提供措置、書面交付請求に関する記載整備
6.3	2023年4月1日	2023年4月1日	附則の自動削除の反映

定 款	1	(取締役会の決議方法)	3
第 1 章 総則	1	(取締役会の議事録)	3
(商 号)	1	(取締役会規則)	3
(目 的)	1	(報酬等)	3
(本店の所在地)	1	(取締役の責任軽減)	3
(機 関)	1	第 5 章 監査役および監査役会	4
(公告方法)	1	(員 数)	4
第 2 章 株式	1	(選任方法)	4
(発行可能株式総数)	1	(任 期)	4
(単元株式数)	1	(常勤の監査役)	4
(単元未満株式についての権利)	1	(監査役会の招集通知)	4
(株主名簿管理人)	2	(監査役会の決議の方法)	4
(株式取扱規則)	2	(監査役会の議事録)	4
第 3 章 株主総会	2	(監査役会規則)	4
(株主総会の招集)	2	(報酬等)	4
(定時株主総会の基準日)	2	(監査役の責任軽減)	4
(招集権者および議長)	2	第 6 章 会計監査人	4
(決議の方法)	2	(選 任)	4
(議決権の代理行使)	2	(任 期)	5
(議事録)	2	(報酬等)	5
(電子提供措置等)	2	第 7 章 計算	5
第 4 章 取締役および取締役会	2	(事業年度)	5
(員 数)	2	(剰余金の配当等の決定機関)	5
(選任方法)	3	(剰余金配当の基準日)	5
(任 期)	3	(中間配当の基準日)	5
(代表取締役および役付取締役)	3	(配当金の除斥期間)	5
(取締役会の招集権者および議長)	3	附 則	5
(取締役会の招集通知)	3		

# 定 款

## 第1章 総則

### (商 号)

第1条 当社は、WDBココ株式会社と称し、英文では、WDB coco CO., LTD. と表示する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、保健機能食品および特別用途食品等の開発・販売に係る受託業務
- (2) 労働者派遣事業
- (3) 有料職業紹介事業
- (4) 医療業界に関する研究会、講演会、セミナーの企画、立案、開催および事務局の代行
- (5) 医療業界に関するコンサルティング業務
- (6) 医薬関係情報の蒐集および提供
- (7) 事務処理その他、産業上の業務処理に係る受託業務
- (8) 前各号に付帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

### (機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000,000 株とする。

### (単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は 100 株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- ② 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### (株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

#### (株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

#### (株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

#### (招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集する。但し、取締役社長に事故がある場合、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会は、取締役社長が議長となる。但し、取締役社長に事故がある場合、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### (議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

#### (電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第4章 取締役および取締役会

#### (員数)

第18条 当社の取締役は、9 名以内とする。

#### (選任方法)

- 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

#### (任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### (代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

#### (取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議方法)

- 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

#### (取締役会の議事録)

- 第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。
- 2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

#### (取締役会規則)

- 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### (報酬等)

- 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任軽減)

- 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契

約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### (員数)

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

### (選任方法)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

### (任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

### (監査役会の決議の方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### (監査役会の議事録)

第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

### (監査役会規則)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

### (報酬等)

第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役の責任軽減)

第38条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

### (選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会  
終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会  
において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当会社の剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定め  
のある場合を除き、取締役会の決議によっても定めることができる。

(剰余金配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当の基準日)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会  
社はその支払義務を免れる。また、未払の配当財産には利息をつけないものとする。

### 附 則

- 1 2017 年 2 月 10 日から制定し、施行する。
- 2 2018 年 11 月 26 日改定施行する。
- 3 2018 年 12 月 25 日改定施行する。
- 4 2019 年 5 月 22 日改定施行する。
- 5 2019 年 9 月 18 日改定施行する。
- 6 2019 年 11 月 3 日改定施行する。
- 7 2019 年 11 月 15 日改定施行する。
- 8 2022 年 6 月 21 日改定、同年 9 月 1 日施行する。
- 9 2023 年 4 月 1 日改定施行する。

以上